

## II 群馬県の債権の概要

### 第1 債権の概要

#### 1. 債権の概要

債権とは、金銭の給付を目的とする地方公共団体の権利をいう（地方自治法第240条第1項）。

債権には、公法上、私法上を問わず、金銭の給付を請求できるすべての権利が包含され、貸付金等の債権と収入未済額から構成される。貸付金等は、履行期限未到来の債権であり、「財産に関する調書」の債権として公表される。一方、収入未済額は、履行期限が到来し調定された歳入額のうち、収入とならなかった金額であり、「群馬県一般会計歳入歳出決算事項別明細書」あるいは、各特別会計の歳入歳出決算事項別明細書に「収入未済額」として公表される。

したがって、貸付金等の債権のうち、履行期限が到来し調定された金額は、貸付金等の債権残高から減額され、歳入歳出決算事項別明細書において「調定額」として処理され、収入があった金額は「収入済額」、収入がなかった金額は「収入未済額」として処理される。

調定額 (履行期限到来済)		未調定額 (履行期限未到来)
① 収入済額	② 収入未済額	③ 未調定額

①+②+③= 当年度の収入額を含む債権総額

②= 滞留債権（「歳入歳出決算事項別明細書」で収入未済額として公表されるもの）

③= 狭義の債権（「財産に関する調書」の債権として公表されるもの）

②+③= 広義の債権（今回の監査対象範囲）

なお、「I 第3 事件を選定した理由」に記載した、貸借対照表の貸付金、未収金及び長期延滞債権との関係は次のとおりである。

貸借対照表の貸付金 = ③

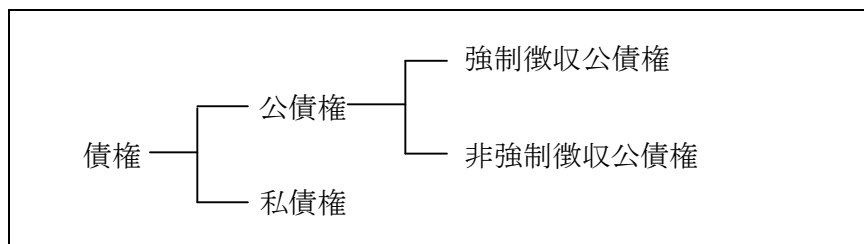
同 未収金 = ②のうち履行期限から滞納期間が一年未満のもの

同 長期延滞債権 = ②のうち履行期限から滞納期間が一年以上経過したもの

また、収入未済額は、一般的には貸借対照表の科目と同様に未収金と表現されているが、県の規定等において、上記のとおり貸借対照表の科目を除き収入未済額としていることから、当報告書においては収入未済額として記載している。

## 2. 債権の種類

債権は、次のとおり公法上の原因に基づいて発生する債権（公債権）と私法上の原因に基づいて発生する債権（私債権）に区分され、公債権は、強制徴収公債権と非強制徴収公債権に区分される。



私債権は、契約のように両当事者の合意に基づいて発生するが、公債権は、法律、条令等に基づいて、行政庁の処分という一方的な意思表示によって発生し、相手方の同意を要しない。公債権には、地方税（地方自治法第223条）のほか、分担金、使用料、加入金、手数料、過料等（地方自治法第224条から第228条）が該当する。私債権には、物件の売却代金、貸付金等が該当する。

地方税は、地方税法の滞納処分により強制徴収できる債権（強制徴収公債権）であるが、その他の公債権は、地方税の滞納処分の例により強制徴収できるもの（強制徴収公債権）と、滞納処分の例によることができないもの（非強制徴収公債権）に区分される。（地方自治法第231条の3第3項）

債務者が任意に履行しない場合に、強制徴収公債権は、指定期限までに納付せず、督促を行ってもなお完納しない場合には、県が自力で強制的に徴収できるが、非強制徴収公債権と私債権は、強制徴収はできず、訴訟や民事執行法上の強制執行手続により債権の回収を図る（裁判所の手続によらなければならない）こととなる。

また、公債権の時効は、個別法に時効の定めがある場合を除き5年である（地方自治法第236条第1項、地方税法第18条第1項）が、私債権は、民法（原則10年、民法第167条第1項）又は商法（第522条等）が適用され、債権の内容によって時効期間は異なる。

公債権は、時効が完成した場合に絶対的に債権の消滅になるが（地方自治法第236条第2項、地方税法第18条第2項）、私債権は、時効の援用がなければ債権の消滅にならない（民法第145条）。

債権管理において時効が完成した場合には、公債権は、直ちに不納欠損処理を行うが、私債権は、時効の援用がある場合に不納欠損処理を行い、時効の援用がない場合には、議会の承認を得て不納欠損処理を行うことになる。（地方自治法第96条第1項10号）

時効の援用とは、時効によって利益を受ける者（援用権者）が時効が成立したことを

主張することをいう。時効による権利の取得・消滅は、法律の定める時効期間が経過しただけでは確定的に生ぜず、援用があつてはじめて確定的に生じる。

以上のように、債権が、強制徴収公債権、非強制徴収公債権あるいは私債権のいずれに分類されるかによって、債権管理の方法が異なることから、債権の区分は重要である。

但し、債権のなかには、公債権なのか私債権なのかを容易に区分することができない債権もあり、その場合には、過去の判例等によって判断することも必要となっている。

## 第2 群馬県の債権の概要

群馬県では、上記の分類に基づき、所管する各所管課において以下のように区分している（監査の対象とした債権について記載）。なお、県営住宅使用料は、近年の判例を考慮して平成23年度より公債権説を採用している。

強制徴収公債権	県税、児童保護措置費負担金(注1)、知的障害者福祉法第27条の規定による費用(注2)、廃タイヤ撤去行政代執行費用納付命令金
非強制徴収公債権	生活保護費返還金、児童扶養手当過払返納金、県営住宅使用料
私債権	市町村建設事業貸付金、群馬県社会福祉協議会貸付金、母子寡婦福祉資金貸付金、各種修学資金貸付金、介護福祉士修学資金貸付金、介護保険財政安定化基金貸付金、国民健康保険広域化等支援基金貸付金、中小企業向け融資に係る貸付金、林業公社事業資金貸付金、林業振興課各種貸付金、農業改良資金貸付金、就農支援資金貸付金、流出防止代、地域改善対策高等学校等修学奨励金、地域改善対策大学進学奨励費

(注1)：以下、児童保護措置費負担金のうち、子育て支援課の担当する児童養護施設関連の負担金について「児童措置費」といい、障害政策課の担当する障害児施設関連の負担金について「56条負担金」という。

(注2)：以下「27条負担金」という。

群馬県の債権の過去5年間の残高の推移は、以下のとおりである。（単位：百万円）

区 分		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
一 般 会 計	総 務 費	10,676	8,696	7,039	6,005	4,057
	企 画 費	—	—	64	64	72
	生 活 文 化 費	—	—	0	0	0
	健 康 福 祉 費	2,505	2,141	2,378	2,240	2,337
	環 境 森 林 費	8,762	9,046	9,334	9,518	9,693
	農 業 費	0	0	0	0	0
	産 業 経 済 費	298	262	240	238	179
	教 育 費	185	171	160	138	116
	計	22,428	20,319	19,219	18,206	16,457
特	母 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 金	1,910	1,849	1,767	1,433	1,400
	農 業 改 良 資 金	760	622	522	484	450

別 会 計	小規模企業者等設備導入資金助成金	5,706	5,201	4,246	3,174	2,771
	林業改善資金	293	277	273	258	203
	計	8,671	7,951	6,809	5,350	4,826
合計		31,099	28,270	26,029	23,556	21,284

(注) : 財産に関する調書 3 債権 より作成

平成20年度より、従来教育費に含まれていた生活文化費を別掲させている。

平成20年度より、総務費に含まれていた企画費を別掲させている。

端数処理のため各区分の合計と計・合計の数値は一致しない、以下各表において同じ。

さらに、各区分の内訳は、以下のとおりである。

【一般会計】過去5年間の債権内訳

(単位：百万円)

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
<b>【総務費】</b>					
市町村建設事業資金貸付金	10,676	8,632	7,039	6,005	4,057
ぐんま総合情報センター敷金 (注)	—	64	—	—	—
借上公舎敷金 (東京事務所) (注)	—	—	0	—	—
＜総務費計＞	10,676	8,696	7,039	6,005	4,057
<b>【企画費】</b>					
ぐんま総合情報センター敷金 (注)	—	—	64	64	72
借上公舎敷金 (東京事務所) (注)	—	—	—	0	—
Suica預り金	—	—	—	0	0
＜企画費計＞	—	—	64	64	72
<b>【生活文化費】</b>					
館長公舎敷金 (注)	—	—	0	0	0
＜生活文化費計＞	—	—	0	0	0
<b>【健康福祉費】</b>					
社福) 群馬県社会福祉協議会貸付金	842	842	842	842	842
理学療法士及び作業療法士修学資金貸付金	139	115	96	77	62
保健師助産師看護師准看護師修学資金貸付金 (大学院)	5	5	5	2	—
〃 (保健師)	2	2	2	2	2
〃 (助産師)	1	1	1	2	4
〃 (看護師)	886	612	573	518	478
〃 (准看護師)	235	206	204	184	173
医師確保修学研修資金	16	51	105	150	201

緊急医師確保修学資金	—	—	—	10	54
医学生修学資金	—	—	—	—	63
介護福祉士修学資金貸付金	297	255	244	216	180
介護保険財政安定化基金貸付金	77	48	77	51	138
国民健康保険広域化等支援基金貸付金	—	—	225	180	135
衛生環境研究所敷金	—	0	0	—	—
＜健康福祉費計＞	2,505	2,141	2,378	2,240	2,337
<b>【環境森林費】</b>					
林業公社事業資金貸付金	8,762	9,046	9,334	9,518	9,693
＜環境森林費計＞	8,762	9,046	9,334	9,518	9,693
<b>【農政費】</b>					
借上公舎敷金	0	0	0	0	0
＜農政費計＞	0	0	0	0	0
<b>【産業経済費】</b>					
中小企業高度化資金貸付金	258	234	233	206	172
地域総合整備資金	—	—	—	29	4
名古屋事務所職員公舎	—	—	0	0	0
名古屋事務所入居保証金	2	2	2	2	2
ぐんま県産品センター敷金	10	10	—	—	—
ぐんま県産品センター入居保証金	3	1	—	—	—
観光案内所敷金	5	5	5	—	—
事務所敷金（経済観光）	18	7	—	—	—
＜産業経済費計＞	298	262	240	238	179
<b>【教育費】</b>					
群馬県高等学校定時制課程修学金	0	1	1	2	1
地域改善対策高等学校等修学奨励金	35	29	26	20	16
地域改善対策大学進学奨励費	135	121	108	91	74
群馬県高等学校等奨学金	13	18	23	23	25
館長公舎敷金（注）	0	0	—	—	—
＜教育費計＞	185	171	160	138	116
合 計	22,428	20,319	19,219	18,206	16,457

（注）：総務費に含まれていたぐんま総合情報センター敷金及び借上公舎敷金を平成20年度より企画費に別掲した。

教育費に含まれていた館長公舎敷金を平成20年度より生活文化費に別掲した。

該当が無い場合は「—」、記載単位未満の場合は「0」と記載している。以下各表において同じ。

【特別会計】過去5年間の債権内訳

(単位：百万円)

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
<b>【母子寡婦福祉資金貸付金】</b>					
母子福祉資金貸付金	1,843	1,787	1,714	1,395	1,363
寡婦福祉資金貸付金	67	61	52	37	37
＜母子寡婦福祉資金貸付金計＞	1,910	1,849	1,767	1,433	1,400
<b>【農業改良資金】</b>					
農業改良資金貸付金	433	316	221	140	82
就農支援資金貸付金	327	306	301	343	368
＜農業改良資金計＞	760	622	522	484	450
<b>【小規模企業者等設備導入資金助成金】</b>					
中小企業設備近代化資金貸付金	2	—	—	—	—
小規模企業者等設備導入資金貸付金	1,476	1,301	972	760	557
中小企業高度化資金貸付金	4,227	3,900	3,274	2,413	2,214
＜小規模企業者等設備導入資金助成金計＞	5,706	5,201	4,246	3,174	2,771
<b>【林業改善資金費】</b>					
林業・木材産業改善資金	244	237	248	229	183
林業後継者特別対策資金	43	34	19	22	14
林業就業促進資金	6	6	6	6	6
＜林業改善資金計＞	293	277	273	258	203
合 計	8,671	7,951	6,809	5,350	4,826

上記の債権は、年度末に残高があるため、「財産に関する調書」に計上されるが、年度末に残高がないため、「財産に関する調書」に計上されない債権（単年度貸付金）がある。

単年度貸付金は、年度内に貸付けと返済が行われる債権であり、年度末には残高はない。貸付期間は、ほとんどが4月1日から翌年3月31日（年度末）となっている。

単年度貸付金は、形式的には年度末に返済され、一旦残高がゼロとなるが、翌年度当初に再度貸し付けられており、実質的には「財産に関する調書」に記載された債権と同様に、県が長期間財政的負担を強いられているものである。

平成22年度の単年度貸付金の貸付金額及び年度末残高は、以下のとおりである。

(単位：百万円)

所管課名	貸付制度名	貸付額	残高
学事法制課	私学振興会経営安定資金貸付金	100	0

NPO・ボランティア推進課	NPO 活動支援整備資金貸付金	36	0
介護高齢課	社会福祉事業団貸付金	55	0
環境政策課	環境生活保全創造資金貸付金	316	0
林政課	林業用苗木生産資金貸付金	14	0
林業振興課	間伐材生産流通資金貸付金	120	0
	林業振興資金貸付金	278	0
商政課	小規模企業事業資金貸付金	11,784	0
	中小企業設備支援資金貸付金	2,462	0
	中小企業パワーアップ資金貸付金	7,381	0
	中小企業フロンティア資金貸付金	1,213	0
	経営サポート資金貸付金	48,894	0
	緊急経営改善資金貸付金	254	0
	中小企業再生支援資金貸付金	82	0
	創業者・再チャレンジ支援貸付金	2,536	0
	企業立地促進資金貸付金	26,911	0
	経営強化支援資金貸付金	14,611	0
	セーフティネット資金貸付金	16,575	0
	協同組合等活性化資金貸付金	27	0
	中小企業災害復旧資金貸付金	5	0
	排出ガス基準適合車購入資金貸付金	765	0
	IT 活用支援資金貸付金	5	0
	リーディング企業支援資金貸付金	1,301	0
	地域産業振興資金貸付金	61	0
	商業活性化資金貸付金	16	0
	経営革新支援資金貸付金	135	0
	次世代産業支援資金貸付金	10	0
ねんりんピックぐんま宿泊施設整備資金貸付金	3	0	
群馬デスティネーションキャンペーン支援資金貸付金	26	0	
労働政策課	労働環境整備資金貸付金	11	0
	勤労者教育資金貸付金	266	0
	職場創造支援資金貸付金	12	0
	失業者緊急教育資金貸付金	2	0
	商工貯蓄共済組合貸付金	400	0
観光物産課	宿泊施設バリアフリー推進資金貸付金	14	0
建築住宅課	住宅供給公社貸付金	1,681	0



	合計	138,362	0
--	----	---------	---

(注) : 商政課所管の制度融資については、保証協会を経由（保証協会への貸付け）し金融機関への預託（金融機関への預金）を行った金額である。

### 第3 収入未済額について

「群馬県一般会計歳入歳出決算事項別明細書」における収入未済額の過去5年間の推移は、以下のとおりである。（なお、金額が僅少で監査手続を実施しなかったものについては合計して記載した。）

（単位：百万円）

項 目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
県税	5,215	7,747	8,474	8,998	8,977
分担金及び負担金					
健康福祉費負担金					
子育て支援費関係負担金（注）	42	41	43	46	49
障害政策費関係負担金	53	44	36	30	24
その他	0	0	0	0	0
使用料及び手数料					
使用料					
県土整備部使用料					
県営住宅家賃・県営住宅敷地使用料	537	467	403	364	317
その他	1	0	0	0	1
その他	6	6	6	6	3
手数料	0	0	0	0	0
財産収入	0	0	0	0	0
諸収入					
延滞金・加算金及び過料等					
延滞金	0	0	0	0	0
加算金	98	539	521	514	528
過料等	6	7	7	6	7
貸付金元利収入					
高等学校等奨学金貸付金元利収入	0	0	1	1	2
地域改善対策高等学校等修学奨励金元利収入	8	8	9	9	10
地域改善対策大学進学奨励費元利収入	7	9	10	12	13
雑入					
違約金及び延滞利息	1	3	3	3	4
雑入	300	296	289	283	288
合 計	6,281	9,174	9,809	10,281	10,231

（注）：平成18年度、19年度は、青少年こども費関係負担金の名称であったが、内容が同一であったため、子育て支援費関係負担金に記載した。

このうち、「雑入」の「雑入」の内訳は、以下のとおりである。(単位：百万円)

項 目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
生活保護費返還金	31	32	33	32	41
児童扶養手当過払返納金	42	36	30	26	25
保健師助産師看護師准看護師修学資金返還金	24	23	19	15	13
廃タイヤ撤去行政代執行費用納付命令金	173	173	173	173	173
流出防止代	24	24	24	25	25
その他	3	5	8	9	9
合 計	300	296	289	283	288

さらに、各特別会計における歳入歳出決算事項別明細書によれば、それぞれの特別会計の収入未済額は、以下のとおりである。(単位：百万円)

項 目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
母子寡婦福祉資金貸付金	284	294	288	243	241
農業改良資金	3	6	10	14	17
小規模企業者等設備導入資金助成金	785	761	715	728	679
林業改善資金	67	65	67	71	72
合 計	1,141	1,128	1,082	1,058	1,011

なお、平成22年度末の収入未済額の各調定年度別内訳は、以下のとおりであり、10年以上経過しているものが、一般会計で392百万円、特別会計で646百万円(調定年度別明細を持つものだけ集計)となっている。

【一般会計】

(単位：千円)

年度	税務課			税務課			健康福祉課		
	県税			加算金			生活保護費返還金		
	金額	件数	人数	金額	件数	人数	金額	件数	人数
2	7	1	1	-	-	-	-	-	-
3	187	2	2	-	-	-	-	-	-
4	596	8	7	-	-	-	-	-	-
5	13,728	10	6	-	-	-	-	-	-
6	1,847	17	13	-	-	-	-	-	-
7	3,426	35	24	2,048	2	-	-	-	-
8	6,780	52	34	29	2	-	766	2	2
9	10,647	93	41	5,123	36	-	664	2	2
10	4,713	97	69	145	4	-	-	-	-

11	6,792	144	114	372	4	-	-	-	-
12	26,108	216	174	2,235	18	-	2,535	3	3
13	10,398	302	245	-	-	-	162	1	1
14	16,670	445	375	-	-	-	1,662	7	7
15	26,159	686	554	380	36	-	3,549	5	4
16	36,051	922	782	1,963	8	-	3,620	9	11
17	41,743	1,310	1,099	7	1	-	3,212	9	9
18	142,465	3,017	2,485	2,141	13	-	2,539	9	9
19	1,813,023	3,764	3,132	477,333	26	-	3,367	15	14
20	210,297	4,613	3,723	3,021	52	-	2,318	11	11
21	325,382	5,626	4,608	9,216	39	-	3,702	21	19
22	573,695	9,030	7,587	24,403	92	-	12,957	34	30
計	3,270,725	30,390	-	528,422	333	-	41,059	128	-

年度	医務課			子育て支援課			子育て支援課		
	看護師等修学資金貸付金			児童措置費			児童扶養手当過払返納金		
	金額	件数	人数	金額	件数	人数	金額	件数	人数
62	-	-	-	-	-	-	40	1	1
63	-	-	-	-	-	-	69	1	1
H1	-	-	-	-	-	-	258	2	2
2	-	-	-	-	-	-	247	2	2
3	-	-	-	-	-	-	692	4	3
4	-	-	-	-	-	-	256	3	3
5	-	-	-	-	-	-	329	4	3
6	-	-	-	-	-	-	49	1	1
7	-	-	-	-	-	-	592	5	4
8	-	-	-	-	-	-	2,029	10	7
9	47	1	1	147	10	1	1,705	7	6
10	-	-	-	66	6	1	1,925	8	5
11	870	25	5	188	13	3	2,286	14	10
12	1,586	46	7	114	13	3	615	2	1
13	2,368	70	7	383	37	9	1,377	12	8
14	1,320	44	5	759	80	14	4,645	24	21
15	1,495	50	4	450	99	14	3,552	11	9
16	2,889	54	6	456	65	12	1,496	7	7

17	1,149	39	4	4,690	533	75	1,267	6	6
18	288	8	2	6,040	620	76	125	1	1
19	432	12	1	8,122	767	100	747	4	2
20	468	13	2	9,339	891	107	331	5	4
21	356	12	5	9,847	997	135	628	1	1
22	361	16	4	8,615	857	125	615	1	1
計	13,631	390	-	49,221	4,988	-	25,886	136	-

	障害政策課			建築住宅課			義務教育課		
	27条負担金・56条負担金			県営住宅使用料			大学進学奨励費		
年度	金額	件数	人数	金額	件数	人数	金額	件数	人数
S59	-	-	-	44	4	1	-	-	-
60	-	-	-	364	22	3	-	-	-
61	-	-	-	57	3	2	-	-	-
62	-	-	-	180	9	2	-	-	-
63	-	-	-	177	8	1	-	-	-
H1	-	-	-	275	11	3	-	-	-
2	-	-	-	404	20	3	-	-	-
3	-	-	-	408	29	5	-	-	-
4	-	-	-	853	42	7	47	1	1
5	-	-	-	872	51	8	52	1	1
6	-	-	-	2,329	112	15	100	2	2
7	-	-	-	5,494	218	28	195	4	3
8	-	-	-	8,541	318	34	606	13	8
9	15	1	1	11,665	415	51	652	14	8
10	578	22	3	14,387	551	71	687	15	9
11	800	29	5	17,538	605	73	674	15	10
12	1,103	57	9	17,552	684	89	573	12	8
13	1,067	58	13	21,531	857	113	480	10	7
14	2,282	108	18	27,809	1,051	142	463	10	8
15	1,629	102	14	38,736	1,352	183	637	16	10
16	1,488	75	15	32,891	1,211	172	634	16	10
17	6,155	374	45	23,512	952	166	910	20	12
18	4,295	250	40	14,423	670	142	1,112	21	15
19	1,160	95	11	8,146	412	107	1,161	21	13

20	1,291	150	15	9,670	446	142	1,244	23	14
21	1,824	215	21	18,761	909	303	1,895	29	18
22	1,266	185	19	41253	1784	808	1,580	25	16
計	24,960	1,721	-	317,882	12,746	-	13,707	268	-

	義務教育課			その他			合計		
	高等学校等修学奨励金			その他			合計		
年度	金額	件数	人数	金額	件数	人数	金額	件数	人数
S59	-	-	-	-	-	-	44	4	1
60	-	-	-	-	-	-	364	22	3
61	-	-	-	-	-	-	57	3	2
62	-	-	-	-	-	-	220	10	3
63	-	-	-	-	-	-	247	9	2
H1	-	-	-	-	-	-	533	13	5
2	-	-	-	-	-	-	658	23	6
3	-	-	-	-	-	-	1,287	35	10
4	-	-	-	-	-	-	1,752	54	18
5	-	-	-	-	-	-	14,981	66	18
6	-	-	-	-	-	-	4,325	132	31
7	110	4	3	204	1	1	12,069	269	63
8	288	9	7	-	-	-	19,039	406	92
9	394	15	12	-	-	-	31,059	594	123
10	596	23	16	-	-	-	23,097	726	174
11	864	27	18	24,963	2	1	55,347	878	239
12	730	23	15	173,871	4	2	227,022	1078	311
13	686	24	16	-	-	-	38,452	1,371	419
14	734	26	20	1,156	3	3	57,500	1,798	613
15	617	27	18	29	2	2	77,233	2,386	812
16	578	31	20	183	2	2	82,249	2,400	1,037
17	607	33	21	867	6	6	84,119	3,283	1,443
18	790	38	26	2,283	82	61	176,501	4,729	2,857
19	918	45	32	5,477	128	52	2,319,891	5,289	3,464
20	868	39	26	3,681	158	70	242,532	6,401	4,114
21	975	43	30	3,319	176	105	375,909	8,068	5,245
22	903	41	30	9,036	427	352	674,688	12,492	8,972

計	10,665	448	-	225,174	991	-	4,521,337	52,539	-
	税務課			個人の県民税			5,707,195	-	-
18～22	教育委員会管理課			高等学校等奨学金貸付金			2,356	249	24
16～21	教育委員会管理課			全日制高等学校授業料			347	134	25
16～21	教育委員会管理課			定時制高等学校授業料			294	-	-
18～22	教育委員会管理課			雑入（貸付金）			86	113	16
	合計						10,231,616	53,035	-

(注)：税務課の個人の県民税及び管理課所管の貸付金については、調定年度別の管理をしていないため、合計金額を記載した。その他の平成12年のうち、173,552千円は廃棄物政策課の雑入である。また、空欄は調定年度及び件数、実人員が不明なものである。なお、件は調定件数、人は実人員を表している。

【特別会計】

(単位：千円)

年度	子育て支援課			林業振興課			林業振興課		
	母子寡婦福祉資金			改善資金貸付金(違約金含む)			後継者貸付金		
	金額	件数	人数	金額	件数	人数	金額	件数	人数
52～	241,327	32,390	3,027	-	-	-	-	-	-
56	-	-	-	1,025	1	1	-	-	-
57	-	-	-	193	1	1	-	-	-
58	-	-	-	1,366	1	1	-	-	-
59	-	-	-	1,366	1	1	-	-	-
S60	-	-	-	300	1	1	-	-	-
7	-	-	-	1,020	1	1	-	-	-
8	-	-	-	1,840	2	2	-	-	-
9	-	-	-	3,670	3	3	-	-	-
10	-	-	-	7,335	5	3	-	-	-
11	-	-	-	1,329	2	2	774	1	1
12	-	-	-	974	2	2	974	2	2
13	-	-	-	4,248	5	5	1,724	3	3
14	-	-	-	1,982	3	3	2,055	4	4
15	-	-	-	2,720	3	3	2,914	6	5
16	-	-	-	3,668	6	6	1,255	2	2
17	-	-	-	1,893	4	4	1,270	2	2
18	-	-	-	1,283	3	3	-	-	-
19	-	-	-	1,406	5	4	850	1	1
20	-	-	-	2,916	6	6	972	1	1

21	-	-	-	12,185	13	11	965	1	1
22	-	-	-	5,315	11	9	957	1	1
計	241,327	32,390	-	58,039	79	-	14,715	24	-

	農業経済課			商政課			合計		
	農業改良資金			小規模企業者等設備資金			合計		
年度	金額	件数	人数	金額	件数	人数	金額	件数	人数
S34～58	-	-	-	11,284	6	6	11,284	6	6
52～	-	-	-	-	-	-	241,327	32,390	3,027
53～61	-	-	-	42,653	1	1	42,653	1	1
56	-	-	-	-	-	-	1,025	1	1
57	-	-	-	-	-	-	193	1	1
58	-	-	-	-	-	-	1,366	1	1
59	-	-	-	-	-	-	1,366	1	1
59～H11	-	-	-	350,756	2	2	350,756	2	2
S60	-	-	-	-	-	-	300	1	1
5	-	-	-	1,539	1	1	1,539	1	1
6	-	-	-	2,031	2	2	2,031	2	2
7	-	-	-	1,980	2	2	3,000	3	3
8	-	-	-	1,933	2	2	3,773	4	4
9	-	-	-	-	-	-	3,670	3	3
10	-	-	-	140	1	1	7,475	6	4
11	-	-	-	-	-	-	2,103	3	3
12	-	-	-	212,181	2	1	214,130	6	5
13	-	-	-	-	-	-	5,973	8	8
14	-	-	-	3,827	1	1	7,865	8	8
15	-	-	-	5,397	2	2	11,032	11	10
16	-	-	-	-	-	-	4,924	8	8
17	-	-	-	-	-	-	3,163	6	6
18	1,311	1	1	-	-	-	2,594	4	4
19	2,776	2	2	-	-	-	5,032	8	7
20	3,462	3	3	45	1	1	7,396	11	11
21	5,142	4	3	45,944	3	3	64,237	21	18
22	5,226	4	3	134	2	2	11,634	18	15
計	17,917	14	-	679,850	28	-	1,011,849	32,535	-



(注)：〇年～と、記載されているものは、調定年度が複数にまたがっているものを一括して管理されており、調定年度ごとに分けることができなかったため、そのまま記載した。

#### 第4 不納欠損処理について

欠損処分とは、県の債権について弁済を受けないままその徴収権を消滅させる手続きを行い、歳入決算においてその債権額を不納欠損額として表示するものである。(群馬県財務規則第245条)

欠損処分は、時効により消滅した債権、放棄した債権等について行う。

過去5年間の不納欠損処理額は、以下のとおりである。(単位：千円)

項 目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
県税	710,977	578,061	583,444	616,166	559,324
生活保護費返還金	555	783	603	3,724	2,929
児童措置費	7,807	7,926	6,482	6,048	4,173
児童扶養手当返還金	—	—	4,286	2,647	168
27条・56条負担金	5,504	7,704	6,432	5,924	4,961
県営住宅使用料	13,355	—	8,009	—	9,969
少年の船等参加費	—	3,898	—	—	—
母子寡婦福祉資金貸付金	1,353	—	—	—	—
小規模企業者等設備導入資金	—	1,647	37,903	2,609	399
その他	13,024	995	1,601	694	2,122
合 計	752,577	601,017	648,761	637,815	584,049

